

平野裕之『新・考える民法I—民法総則【第2版】』正誤情報

(2023年4月発売 ISBN 9784766428919)

頁	行など	誤	正
58	上から 2行目	(ア) 組合の財産関係	(ア) 社団の財産関係
60	下から 2行目	…の要件を <u>充たす</u> 限り、C社は本件ヨット…	…の要件を <u>充たさない</u> 限り、C社は本件ヨット…
107	【答案作成についてのコメント】 3行目	…本問では <u>B</u> にその判例法理の適用が…	…本問では <u>A</u> にその判例法理の適用が…
113	【答案作成についてのコメント】 2行目	[設問2] は、 <u>A</u> から <u>H</u> への請求なので…	[設問2] は、 <u>H</u> から <u>A</u> への請求なので…
194	下から 5行目 (【答案作成についてのコメント】1行目)	94条2項の効果として、 <u>G</u> が所有権を取得する効果が認められるが、…	94条2項の効果として、 <u>G</u> による <u>抵当権の取得</u> が認められるが、…
221	事実 11. 1行目	11. <u>2043年9月</u> 、Aは…	11. <u>2044年7月</u> 、Aは…
221	事実 12. 2行目	2024年 <u>5月末</u> に本件貸金債権…	2024年 <u>6月末</u> に本件貸金債権…
229	上から 7行目	…110条の類推適用により…	…110条の適用により…
231	上から 14行目(3)	(3) 取得時効による反射としての <u>抵当権消滅</u> の主張	(3) 取得時効による反射としての <u>譲渡担保権消滅</u> の主張

平野裕之『新・考える民法Ⅱ—物権・担保物権』正誤情報

(2019年4月発売 ISBN 9784766426014)

頁	行など	誤	正
24	[設問 2] 3-4 行目	…無資力状態にあった…	…無資力状態にあり、Aはそのことを知っていた…
63	7-8 行目	…が共同存続により…	…が共同相続により…
78	(1)の表題	(1) [設問 2] 小問(1)について——解除前の第三者	(1) [設問 2] 小問(1)について
84	【出題趣旨】	…の名義登記…	…の登記名義…
86	(a)の表題	(a) Aの物権的請求権	(a) Fの物権的請求権
87	(b)の表題	(b) Aの損害賠償請求権	(b) Fの損害賠償請求権
96	[設問 4] (1) 1 行目	(1) 【事実】11 【事実】13 から…	(1) 【事実】1 【事実】13 から…
190	6 行目	被告CによるEへの弁済は、Cに…	被告EによるCへの弁済は、Eに…
192	下から 5 行目 (③ 1 行目)	…それぞれ 40 万円ずつ…	…それぞれ 20 万円ずつ…
204	(イ)の表題	(イ) 抵当権の分離への効力	(イ) 抵当権の分離物への効力
243	【事実】 7. 1 行目	7. Aは、2018年11月に、…	7. Aは、2019年5月に、…
315	下から 8 行目	…営業…	…営業…

平野裕之『新・考える民法Ⅲ—債権総論』正誤情報

(2020年4月発売 ISBN 9784766426687)

頁	行など	誤	正
1	事実3. 2行目	…締結した。	…締結していた。
41	(1)タイトル	債権者取消権の要件の確認	債権者代位権の要件の確認
79	【答案作成に ついてのコメント】1行目	免除の絶対効について	免除の相対効について
79	〃 3行目	…を認めて相対効による	…を認めて絶対効による
84	【出題趣旨】 1行目	…について反対債権の特約…	…について連帯債権の特約…
112	7行目	Ⅱ 【事実】1及び3の後に、…	Ⅱ 【事実】1～3の後に、…
113	事実10. 4行目	月額賃料22万円で…	月額賃料220万円で…
113	5行目	Ⅲ 【事実】1及び3の後に、…	Ⅲ 【事実】1～3の後に、…
131	(b)②③	AはGの…	CはGの…
146	3(1)③	債務者の処分またへの…	債務者の取立てその他の処分また第三債務者への…
198	下から 1-2行目	…Cは甲地につき3/16(937万5000円)、丙地につき3/16(937万5000円)、Dは乙地につき6/16(1875万円)の負担割合になる。	…Cは甲地につき1/4(1250万円)、丙地につき1/4(1250万円)、Dは乙地につき1/4(1250万円)の負担割合になる。
199	2行目	…それぞれから937万5000円ずつを…	…それぞれから1250万円ずつを…
202	3行目	他方で、501条4項但書のように…	他方で、501条3項4号但書のように…

頁	行など	誤	正
111	事実 1. 3 行目	…2 年間と定めて…	…期間を定めることなく…
113	設問 2 の文末 に右を追加	8 月分以降については、C の賃料支払請求に対して、B が支払いを拒絶し、E の差押えもあるので B が誰にも支払おうとしない場合の、C の取り得る方策についても検討せよ。	
117 ~ 118	(c) (ア)~(ウ)を 右に差替え	<p>(ア) 6 月分の賃料 本問では、C が譲渡禁止条項を知っていたため、B は C の賃料の支払請求を拒絶して、A に支払うことができる。従って、A に支払った 6 月分の賃料については、弁済により消滅しており、C は、B に対して 466 条 4 項による A への支払も請求できない。C は、A に対して B から受領した賃料につき、不当利得返還請求権を取得するに過ぎない。</p> <p>(イ) 7 月分の賃料 次に 7 月分の賃料であるが、B は、A の差押債権者 D に支払っている。これは有効であろうか。</p> <p>一見すると、譲渡禁止特約は債権者の差押えに対しては対抗できないので、D の差押えまた支払請求は有効であり、B の D への 7 月分の賃料 20 万円の支払は有効かのようなのである。しかし、そもそも C は、債権譲渡について第三者対抗要件を具備しており（467 条 2 項）、その後の差押債権者 D に賃料債権は自分が譲り受けており、A はこれを有していないことを対抗できるのである。D が賃料債権を A が有しているとしてこれを差し押さえることはできないはずである。</p> <p>そうすると、D の差押えは無効であり、B の D へに対する賃料の支払も無効のはずであるが、賃借人 B の保護が必要なので、① B には 478 条により弁済を有効として保護することが考えられる。②ただ 466 条 3 項を拡大して、A の債権者 D に支払うこともできると言うことも考えられ、これだと善意無過失は不要になる。この結果、C は賃料債権は弁済により消滅してしまい、D に対して不当利得返還請求権を取得するに過ぎないことになる。</p> <p>(ウ) 8 月分以降の賃料</p> <p>① C は E に債権取得を対抗できる C は、A により内容証明郵便でもって譲渡通知がされているため、467 条 2 項の「第三者」対抗要件を満たしており、その後の差押債権者 D に対抗しうる。従って、C は、A は賃料債権を有しておらず、D がなした A の賃料債権の差押えは無効であると主張することができる。(イ)で②の考えをとっても、B が D に有効に支払えるというだけで、D が請求できることにはならない。</p> <p>② C の B に対する請求 C は B に対する賃料債権を取得するが、譲渡禁止特約につき悪意であるので、B はその請求を拒絶でき、A に——D にも？（※(イ)）——支払うことができる（466 条 3 項）。ところが、B は A にも支払っていない。そうすると、A は B に対して、A に支払うよう請求して——D の差押えは無効になるので B の A への弁済は認められる——466 条 3 項の適用を排除することができる（466 条 4 項）。</p> <p>この点、①各月の賃料について、各月に 466 条 4 項の催告をする必要があるのか、それとも、②包括的に催告ができ、一度催告すればそれ以降の各月の賃料についても効力が及ぶのであろうか。また、②のように考えるとしても、さらにその効果が問題として残される。③債務者 B は、各月相当期間拒絶でき、相当期間を経過して 466 条 3 項の抗弁権を失うのか、それとも、④最初の月に相当期間経過したならば、それ以後のすべての月について 466 条 3 項の抗弁権を失うのであろうか。議論はなく、自分で考えてもらいたい。</p>	

平野裕之『新・考える民法Ⅳ—債権各論』正誤情報

(2020年10月発売 ISBN 9784766426991)

頁	行など	誤	正
25	最終行	…商法 <u>595</u> 条により…	…商法 <u>593</u> 条により…
31	1行目、3行目 及び5行目	, <u>A</u> …	, <u>C</u> …
31	7行目	, <u>D</u> …	, <u>C</u> …
34	(b)第2段落 4～5行目	, <u>B</u> の債権者は <u>C</u> に対して <u>B</u> 以上の…	, <u>A</u> の債権者は <u>B</u> に対して <u>A</u> 以上の…
84	6行目	(a) 遺産分割と <u>の</u> 共有物分割規定	(a) 遺産分割と共有物分割規定
151	(c)2行目	買主修補して…	買主が修補して…
212	設問3(2) 1行目	…損害賠償を <u>する</u> ことを…	…損害賠償を <u>請求</u> することを…
222	(3)表題	(3) <u>A</u> の <u>D</u> に対する損害賠償請求	(3) <u>A</u> の <u>C</u> に対する損害賠償請求
222	(3)の(a)1行目	もし <u>AD</u> 間に準委任契約が…	もし <u>AC</u> 間に準委任契約が…
252	参考答案構成 1(1)(a)◎ 下から5行目	◎ <u>義務がない。合意はあるが、契約とはいえない。</u>	◎ <u>義務がない。</u>